

改憲手続き法「改正」案について

2014年5月8日憲法審査会

日本自治体労働組合総連合（略称：自治労連）

副中央執行委員長 松繁 美和

日本自治体労働組合総連合（略称：自治労連）について

全国の地方自治体で働く公務員、関連する公務公共労働者約16万人を組織し、地方自治と住民の暮らしの発展と自治体・公務公共労働者の権利擁護を統一的に考え運動している労働組合。

憲法擁護尊重義務を宣誓した公務員労働者を中心に組織する労働組合として、地方自治体首長や幹部の皆さんと懇談するなど、憲法をいかした国と自治体づくりのとりくみをすすめている。

私自身、「私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います」の宣誓書が原点。

「改憲手続法」に対するスタンス

2007年に成立した「改憲手続法」は、明文改憲のルールを敷くためのものであり、国民の側が求めたのではなく、政府の側が要求して進め、権力の手を縛るという「立憲主義の原則」にも反するとともに、制定過程から問題が山積した「欠陥法」。

こうした「欠陥法」となった原因は、国民の中で十分な論議を尽くさず、「改憲ありき」で結論を急いだことにある。今回、また同じことを繰り返すことは、到底容認できない。

「改正」法案に関して

7年前の「改憲手続法」成立の経過、到達点から後退した内容がある。7年前の議論の到達点で重要なことは、「公務員の投票運動は原則自由とした」ことである。それを以下のように後退させている。

- ①特定公務員の範囲を広げ、罰則を科すことにした。
- ②組織により行われる投票行動に制限を加えることを検討していること。
- ③8党合意の確認書に、公務員及び教育者の地位利用による投票行動に罰則を検討することが盛り込まれたこと。

①特定公務員の「投票運動」の禁止について

特定公務員の範囲を中央選挙管理委員会の職員等に限定していたものを、「改定案」は、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官を禁止の対象としたことは、7年前の当初の自民・公明案の考え方そのものである。7年前の議論の到達点は、「憲法擁護尊重義務」の宣誓をしている公務員こそ、憲法に精通しているものとして、積極

的に国民投票運動に関与すべきであり、それを規制することは国民運動を委縮させるとの判断があった。今回の改正案は、国会審議を軽視するもの。

②組織的な行為の規制について

「公務員の労働組合」にとどまらず、公務員が加わった「市民団体」「サークル」「NPO」などの活動を規制することにつながり、結社の自由に反し、市民の自由な活動も制限することになりかねない。

労働組合は「労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的」とし、労働者の要求を基礎に、その目的を達成するために必要な政治活動や社会活動を行うことができる。

- 1) 憲法は、権力者のものではなく、国民のものであり、国民の中で大いに議論することが必要。労働組合の議論を保障し、アピールする機会が必要。
- 2) 「憲法をいかして、住民のための仕事がしたい」というのは、個人としてはもとより、労働組合としても、組合員の要求であり、それを実践する責任。
- 3) 現在の自治体・公務公共労働者は、憲法の理念に反する社会保障制度などをすすめる政権のもとで、個人として憲法擁護尊重義務を果たすことが困難。自治体・公務公共労働者が労働組合に参加して初めて当局から独立して、憲法をいかし、守る仕事も可能。附則第4項は削除すべき。

③地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対する罰則について

地位利用は、悪質な行為に対しては、信用行為失墜等の公務員法制上の懲戒処分という制裁で十分対処できる。

「政治的中立性」を理由に、憲法改定の是非に対する意見表明の委縮が始まっている。

憲法問題が政治的な問題になっているからと、「政治的中立への配慮」との言葉で、公共の施設を使わせなかったり、自治体が集会の後援を断る事態が相次ぐ。

政治的な問題には多くの国民、住民に関心をもってもらうために、自治体のあり方も重要。公務員に規制をかけることにより、主権者である国民、市民団体に対しても、委縮効果を生み、「国民の政治離れ」へとつながっていく。

国民の声を聞き、論議を尽くすべき

主権者である国民が委縮することなく自由に憲法改正についての意見表明ができるかが重要であり、公務員への政治活動の制限は、国民全体の意見表明の委縮につながりかねない。

国民の多くが改憲に反対しており、自治体関係者も危惧している。日本の将来に大きくかわる、日本国憲法をどうするかという問題であり、関係者の意見も聞き、大いに論議を尽くすべきである。

良識の府として、「憲法は国民のもの、国民の意見を聞いて決めるべき」との考えを内外に明らかにし、国民の声を聞き、国会の場でも徹底審議を。